

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更の届出	(雇用労働政策課) 1
○保安林の指定予定の通知(6件)	(治山林道課) 1
○公共測量の実施の通知	(用地対策課) 2
○道路の区域変更	(道路課) 2
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請	(男女共同参画・NPO課) <2・8掲示> 2
○平成20年度調理師試験の実施	(健康づくり課) 2
○県営土地改良事業に係る換地計画の定め	(農業基盤課) 3
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施	3
高知県採用委員会公告	
○公示による送達	4

告 示

高知県告示第93号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第35条において準用する同法第27条第3項の規定により、平成19年3月高知県告示第210号(障害者就業・生活支援センターの指定)で指定をした障害者就業・生活支援センターから事務所の所在地の変更について届出があったので、同法第35条において準用する同法第27条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 障害者就業・生活支援センターの名称
社会福祉法人高知県知的障害者育成会
- 障害者就業・生活支援センターの住所
高知市本町四丁目1番37号
- 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地
(変更前) 香美市土佐山田町楠目3660番地

(変更後) 南国市大桶乙2305番地

4 変更年月日
平成20年2月1日

高知県告示第94号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡橋原町上組130の1、136の1、136の6、153の1、154の1、175、176、東川265の1、270の1、270の2、270の4
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び橋原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第95号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町大森字南川216
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第96号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡橋原町初瀬本村467の1
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び橋原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第97号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
宿毛市山奈町山田字曾我ヶ谷5261、5263、字曾我山6066のイ、6066のロ
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第98号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町桑瀬字黒岩307の2
(2) 指定の目的
水源のかん養
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第99号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町大森字中山149の7、149の8、169の1、171の

12、174、175の3、175の22、字笹谷180の6、字東ノ藪258、260、261

- 2 指定の目的
水源のかん養
3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第100号

高知市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成20年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量（弥右衛門土地区画整理事業）
2 作業期間
平成20年1月28日から同年3月15日まで
3 作業地域
高知市北御座、南川添、北川添及び北久保の全部並びに南御座及び南久保の各一部

高知県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成20年2月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
2 路線 名 龍河洞公園
3 道路の区域

Table with 4 columns: 区 間, 変更前後の別, 敷地の幅員 (メートル), 延長 (メートル). Row 1: 香南市野市町西野字, 前, 8.0, 82.

Table with 4 columns: 区 間, 後, 11.5, 82. Row 1: ヌノ丸2711番1から香南市野市町西野字ヌノ丸2710番1まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成20年2月8日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成20年2月8日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

Table with 5 columns: 申請のあった年月日, 名称, 代表者の氏名, 主たる事務所の所在地, 定款に記載された目的. Row 1: 平成20年2月8日, 特定非営利活動法人春野町地域雇用対策連合協議会, 笠原 道男, 高知市春野町弘岡中62番地5, この法人は、高知市春野町の地域を中心に歴史的・社会的理由により差別されてきた地域に対して、産業の振興・雇用拡大を図り、同和問題の中心的課題等の解決に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による平成20年度調理師試験を次のとおり行う。

平成20年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の日時
平成20年7月11日（金）午後1時から
2 試験の場所

- 9 検定の実施に関する問い合わせ先
高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3023、3024、3027）又は県内の各警察署警備係担当係

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成20年2月28日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成20年2月22日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 書類の種類
平成20年2月6日付け権利取得及び明渡しの裁決書
- 2 書類の交付を受ける者の住所及び氏名
土佐市新居字田所分3683番20の土地の所有者
不明。ただし、登記簿表題部所有者
住所不明。ただし、登記簿上の住所
吾川郡春野村仁ノ 新階銀平